

景観配慮事項説明書〔重点届出区域：四つ橋筋地区（広告物）〕

協議者・届出者	住所	
	氏名	

① 景観特性の把握及び景観形成のコンセプト

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針や屋外広告物に関する基本方針にそった計画としてください。計画地及びその周辺の地域特性や景観形成の現況を把握したうえで、どのような考慮をしたか計画地の状況や計画の主旨を記入して下さい。

(基本方針)	良好なまちなみの形成に資するものとなるようデザイン性の高いものを誘導する。 - 特に、周辺景観への影響の大きい高層部に設置される屋外広告物は、周辺との調和に配慮した形態意匠を誘導する。 - 周辺景観への影響の大きい中高層部に設置される壁面広告物や突出広告物は、にぎわい形成に資する低層部への設置を誘導する。 - 地域の特性を踏まえ、風格の創出やまちの活性化等を意識し、さらにきめ細やかな景観コントロールを行う。
--------	---

○計画地の状況及び計画の主旨

--

② 広告物基準

各項目とその基準について、自己評価を行い、その配慮した事項について記入してください。

項 目	基 準		自己評価	配慮事項記入欄
意匠等 【共通 （その他を除く）】	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。			
	・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。			
	・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。			
	・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。		適合	
	ア	1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。		
	イ	広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。		
	ウ	文字は、切り文字や箱文字とする。		
	エ	地色は、壁面と同系色とする。		
	オ	高彩度（彩度 6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える。		
	カ	人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ 10m 以下の部分のみとし、最小限に抑える。		
	キ	太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。		
	ク	骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。		

項 目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度（彩度 6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。		
	・文字の大きさは、縦横それぞれ 2 m 以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ 3 m 以内とし、コンパクトにまとめる。		
	・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの 5 分の 1 以内かつ 4 m 以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則 6 m 以内）することができる。		
	・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。		
壁面広告物	・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ 10m 以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ 10m を超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。		
	・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 ㎡以内とし、かつ、外壁面積の 10 分の 1 以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50 ㎡以内とし、かつ、建築物の高さが 10m 以下の部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内、建築物の高さが 10m を超える部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内とする。		
	・外壁面からの出幅は、30 cm 以内とする。		
地上広告物	・地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m 以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m 以内とする。		
	・表示面積は、1 面につき 5 ㎡以内とする。		
	・表示面積の合計は、10 ㎡以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 ㎡を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。		
	・道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。		
突出広告物	・通行の妨げにならないものとする。		
	・歩道への突出幅は、歩道幅 4 m 以上の場合 1.2m 以内、歩道幅 4 m 未満の場合 0.8m 以内とする。		
	・歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m 以上では 0.9m 以内、歩道幅 4 m 未満では 0.6m 以内のものにあつては、2.5m 以上とすることができる。		
	・複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。		
その他	・点滅又は回転等をしないこと。		
	・ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。		